



- 3 本件移送費支給申請が平成〇〇年〇〇月〇〇日になされたものであるとしても、本件処分は、それから2年半を経過してなされたものであり、処分庁は、本件移送費支給申請を長く放置していた。
- 4 審査請求人は、困窮している。

### 第3 審理員意見書の要旨

審理員意見書には、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである旨記載されており、その理由はおおむね次のとおりである。

本件移送費は、そもそも支給することができないものであるほか、本件移送費支給申請は移送費の支給に係る手続に反している。

### 第4 審査庁の説明の要旨

当審査会に対する審査庁の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審理員による審理手続は適正であったこと。
- 2 審理員による事実認定及び法令解釈は、妥当であると考えられること。
- 3 よって、審理員の判断と同様、本件審査請求は棄却するのが相当であること。

### 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年 9月 7日	諮問
令和2年12月22日	審議（第8回第2部会）

### 第6 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件審査請求について検討した結果、次のとおり判断する。

## 1 法の規定等

### (1) 生活保護法（以下「法」という。）

法第8条は、保護の基準及び程度について、次のとおり規定している。

「第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならぬ。」

### (2) 法による保護の基準

法第8条第1項の「厚生労働大臣の定める基準」として「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）が定められている。そして、「生活保護法による保護の基準」別表第4は、医療扶助基準として、移送費について、「移送に必要な最小限度の額」と定めている。

(3) 「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付け社発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療局長通知」という。）

#### ア 移送費の支給が認められる場合

医療局長通知第3の9(2)は、移送費の支給が認められる場合について、次のとおり定めている。

#### 「(2) 給付の範囲

アからクまでに掲げる場合において給付を行う。

受診する医療機関については、・・・（中略）・・・に限るものであること。

ただし、・・・（中略）・・・適切な医療機関への受診が認められる。

ア 医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合

イ 被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必用な場合

ウからクまで 略

なお、福祉事務所において審査の結果、なお疑義がある場合及び上記の範囲で対応が困難な場合については、都道府県本庁に技術的助言を求めた上で、移送の給付が真に必要であると認められる場合には、給付を認めて差し支えないこと。 」

なお、医療局長通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第3項に規定する「第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。

イ 移送費の支給に係る手続

医療局長通知第3の9(3)は、移送費の支給の対象となる医療機関について、次のとおり定めている。

「(3) 給付手続き

ア 給付手続きの周知

要保護者に対し、移送の給付について、その内容と原則として事前の申請や領収書等の提出が必要であることを周知すること。

イ 給付決定に関する審査

被保護者から申請があった場合、給付要否意見書（移送）により主治医の意見を確認するとともに、その内容に関する嘱託医協議及び必要に応じて検診命令を行い、福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及

び利用する交通機関を適正に決定すること。

ただし、・・・（中略）・・・を求める必要はないこと。

また、・・・（中略）・・・を命ずることができること。

なお、・・・（中略）・・・において決定すること。

また、福祉事務所において給付を決定する以前に交通機関を利用した際の交通費や、福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対象にならないものであること。

#### ウ 事後申請の取扱い

緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えないこと。

#### エ 略

- (4) 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「生活保護問答集」という。）

#### ア 生活保護費の遡及支給

生活保護問答集問13-2の答1は、生活保護費の遡及支給について、「本来転入その他最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであろう。」としている。

#### イ 医療局長通知第3の9(3)ウの「緊急の場合等」

生活保護問答集問60の3の答は、医療局長通知第3の9(3)ウの「緊急の場合等」について、「休日・夜間等の福祉事務所が閉庁時の突発的

な傷病もしくは傷病等の状態により福祉事務所へ連絡できない状況などは事後の申請でもやむを得ないものとする。」としている。

## 2 本件処分について

### (1) 支給要件該当性について

#### ア タクシー代に係る移送費の支給

タクシー代に係る移送費の支給は、上記1(3)アのとおり、原則として、傷病、障害等の状態により電車・バス等の利用が著しく困難な場合に限り認められるものであるが、福祉事務所において審査の結果、なお疑義がある場合及び医療局長通知第3の9(2)アからクまでの範囲で対応が困難な場合については、都道府県本庁に技術的助言を求めた上で、真に必要なであると認められる場合には、支給することができる。

この点を本件について見ると、審査請求人は、診察の結果、上気道炎と診断され、経過観察となったものであり、傷病、障害等の状態により電車・バス等の利用が著しく困難であったとまでは認められない。しかし、審査請求人は、バスがなかったとしており、その上タクシーも利用することができないとすれば、徒歩で帰るしかないと考えられるところ、それは、審査請求人が〇〇病院へ救急搬送されたものであること、診察が終わって帰宅することとなったのは午後10時ころであったこと、〇〇病院から審査請求人の家までは直線距離で約2.6km、大通りを經由して帰る場合(〇〇病院前の〇〇〇〇〇〇〇〇線を東進し、〇〇〇〇の交差点を右折して〇〇〇〇〇〇線を南進し、〇〇〇〇〇の交差点を右折し、審査請求人の家へ向かう場合)は約4.3kmあることからすれば、やや酷であると考えられる。このため、バスがなかったとすれば、本件移送費の支給を認める余地があると考えられるところであるが、審査請求人は、この点について、単にバスがなかったというのみであり、それ以上何ら主張・立証をせず、行政不服審査法第36条の規定による審理員からの質問に対しても回答しな

かった。そうすると、バスがなくタクシー代の支給が必要であるという事実が確認できないのであるから、本件移送費が移送費の支給要件を満たしているとは認め難い。

#### イ 移送費の支給に係る手続

移送費の支給については、上記1(3)イのとおり、原則として事前申請が必要であるが、緊急の場合等事前申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後申請であっても内容確認の上、支給することができる。また、上記1(4)イのとおり、休日・夜間等の福祉事務所が閉庁している時間に突発的に医療機関を受診する必要がある場合は、緊急の場合等と認められる。

この点を本件について見ると、本件移送費支給申請は、別件審査請求の裁決において平成〇〇年〇〇月〇〇日に口頭によりなされたと認められたものであり、事後申請であるところ、審査請求人が〇〇病院を受診したのは平成〇〇年〇月〇〇日の〇曜日の午後8時過ぎであり、休日・夜間等の福祉事務所が閉庁している時間に当たるほか、審査請求人は救急搬送されており、突発的に医療機関を受診する必要があるものと認められる。そうすると、審査請求人の平成〇〇年〇月〇〇日の〇〇病院の受診は、緊急の場合等に該当するといえる。しかし、本件移送費支給申請は平成〇〇年〇月〇〇日から1年4か月を経過した平成〇〇年〇〇月〇〇日になされたものであり、事前申請が困難なやむを得ない事由が消失した後速やかになされたものとはいえない。そうすると、結局、本件移送費支給申請は、移送費の支給に係る手続に反しているといわなければならない。

#### ウ 小括

以上のとおり、本件移送費は移送費の支給要件を満たしているとは認め難いほか、本件移送費支給申請が移送費の支給に係る手続に反しているこ

とから、処分庁が本件移送費を支給することができないと判断したことについて、違法又は不当な点は認められない。

(2) 審査請求人のその他の主張について

ア タクシーの利用は処分庁の職員の同意を得て行ったものであるとの主張  
確かに、処分庁の職員は、「夜遅くなり、バスもない。どうやって帰ればいいか。」という審査請求人の問いに対し、「タクシーで帰るように。」と答えている。しかし、これは、単に交通手段がないと訴える審査請求人に対し、タクシーの利用を提案したに過ぎず、そのような提案をすることと本件移送費の支給を認めることとは別の問題である。そして、現に、別の処分庁の職員は、「タクシー代金は市で払ってくれるか。」という審査請求人の問いに対し、「一回限りの診察では出せない。」と答えているのであり、少なくとも、処分庁が事前に本件移送費の支給を認めていたとはいえない。

したがって、審査請求人の主張は認められない。

イ 本件移送費支給は平成〇〇年〇月〇〇日から何十回も行っているとの主張  
処分庁は、審査請求人が平成〇〇年〇〇月〇〇日よりも前に本件移送費支給申請をした事実はないとしている（令和2年1月15日付け弁明書3）。また、審査請求人の主張を裏付ける証拠もない。さらに、本件移送費支給申請は、別件審査請求の裁決において平成〇〇年〇〇月〇〇日に口頭によりなされたと認められたものである。

ウ 本件処分は本件移送費支給申請から2年半を経過してなされたものであり、処分庁は本件移送費支給申請を長く放置していたとの主張  
確かに、本件処分は、本件移送費支給申請から長期間を経過した後になされたものであるが、だからといって本件移送費の支給が認められるわけではない。

したがって、審査請求人の主張は認められない。



エ 審査請求人は困窮しているとの主張

審査請求人は生活保護を受けていることから困窮していることを否定するものではないが、だからといって本件移送費の支給が認められるわけではない。

したがって、審査請求人の主張は認められない。

### 3 結論

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性を審査した結果、審理手続、事実認定並びに法令の解釈及び適用のいずれについても適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った部会の名称及び委員の氏名)

岐阜県行政不服審査会 第2部会

部会長 大野正博、委員 山内沙絵子、委員 和田恵